



# 収 支 報 告 書（令和 3 年分）

（ 開催分）

（ふりがな） ふじいだいすけとかたらうかい  
1 政治団体の名称 藤井だいすけと語らう会

2 主たる事務所の所在地 富山市向新庄町5-7-35

3 代表者の氏名 澤木 敏夫

4 会計責任者の氏名 猿田 淳子

事務担当者の氏名  
猿田 淳子

（電話） 076-491-5646

（電話）

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

資金管理団体の指定の期間
年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年 月 日から
年 月 日まで

(その2)

## 収 支 の 状 況

### 1. 収支の総括表

収 入 総 額 .....	4,427,918 円
(前年からの繰越額) .....	2,435,529 円
(本年の収入額) .....	1,992,389 円
支 出 総 額 .....	3,451,629 円
翌年への繰越額 .....	976,289 円

### 2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費 ※	
金 額 .....	円
員 数 .....	人

(2) 寄 附	金 額	備 考
ア 寄附(イを除く。)の区分		
(ア) 個人からの寄附	1,192,386 円	
(うち特定寄附)	0 円	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0 円	
(ウ) 政治団体からの寄附	800,000 円	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	1,992,386 円	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0 円	
イ 政党匿名寄附	0 円	
合 計 (ア + イ)	1,992,386 円	

※ 党費又は会費を負担した実人数を記載すること。



(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称) ※	金額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
青城 宗弘	30,000 円	R3.1.18	富山市上富居2-9-31	会社役員	
浦上 雅弘	6,000 円	R3.1.20	富山市新庄町307-10	会社員	
稲垣 勝夫	30,000 円	R3.2.8	富山市新庄町3-6-7	個人	
中島 重光	3,000 円	R3.3.1	富山市上飯野新町2-66	個人	
長谷 厚雄	10,000 円	R3.3.28	富山市常盤台16-32	会社員	
坂田 和男	5,000 円	R3.4.12	富山市常盤台35-20	個人	
坂田 美津子	5,000 円	R3.4.12	富山市常盤台35-20	個人	
近村 繁親	10,000 円	R3.4.21	富山市上飯野新町2-37	個人	
北川 和夫	15,000 円	R3.6.10	富山市上飯野10	自営業	
中村 俊博	15,000 円	R3.6.10	富山市向新庄町2-8-6	個人	
満間 啓二	30,000 円	R3.6.11	富山市田中町1-11-22	個人	
南 のり子	3,000 円	R3.6.11	富山市上飯野新町3-384	個人	
南 隆志	3,000 円	R3.6.11	富山市上飯野新町3-384	個人	
田添 啓一	30,000 円	R3.6.14	富山市新庄町1-20-8	農業	
田村 直久	20,000 円	R3.6.14	富山市上飯野新町1-158	会社役員	
この頁の小計	215,000 円				
その他の寄附					
合計	215,000 円				

※ 1年間に5万円を超える額を寄附した者については、個別に記載しなければならない。  
税制上の優遇措置を受けようとする場合には、年間5万円以下であっても記載しなければならない。

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称) ※	金額	年月日	住所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、 代表者の氏名)	備考
中村 清英	3,000 円	R3. 6. 14	富山市新庄町1-17-46	個人	
山田 仁史	12,000 円	R3. 6. 14	富山市新庄町6-31	会社役員	
今井 桂子	3,000 円	R3. 6. 15	富山市新庄町3-12-20	個人	
今井 清隆	3,000 円	R3. 6. 15	富山市新庄町3-12-20	個人	
大畑 クニ子	20,000 円	R3. 6. 15	富山市上飯野新町3-222	個人	
小川 哲	6,000 円	R3. 6. 15	富山市荒川2-23-3	会社役員	
島 和也	12,000 円	R3. 6. 15	富山市上飯野新町4-23-4	会社役員	
高田 一徳	3,000 円	R3. 6. 15	富山市向新庄町4-1-25	会社役員	
田村 信夫	10,000 円	R3. 6. 15	富山市向新庄1259-4	個人	
水野 和徳	3,000 円	R3. 6. 15	富山市上飯野新町5-39	会社員	
岡田 徹	15,000 円	R3. 6. 16	富山市向新庄町2-11-45	会社役員	
岡村 哲男	6,000 円	R3. 6. 16	富山市上飯野16	自営業	
青山 定義	30,000 円	R3. 6. 17	富山市向新庄町2-1-18	会社役員	
作田 文昭	3,000 円	R3. 6. 17	富山市下赤江町2-10-20	自営業	
近藤 光男	3,000 円	R3. 6. 18	富山市金泉寺212-4	個人	
この頁の小計	132,000 円				
その他の寄附	円				
合計	132,000 円				

※ 1年間に5万円を超える額を寄附した者については、個別に記載しなければならない。  
税制上の優遇措置を受けようとする場合には、年間5万円以下であっても記載しなければならない。

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称) ※	金額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
成伯 仁志	30,000 円	R3. 6. 18	富山市高屋敷55-98	会社役員	
日出嶋 達郎	9,000 円	R3. 6. 18	富山市高島238-2	会社役員	
今家 進	9,000 円	R3. 6. 21	富山市向新庄町2-12-24	個人	
岡本 繁良	30,000 円	R3. 6. 21	富山市三上131-3	会社役員	
山田 秀夫	3,000 円	R3. 6. 30	富山市安養坊612-6	会社役員	
山本 久雄	3,000 円	R3. 7. 14	富山市向新庄53-52	自営業	
場家 英範	3,000 円	R3. 6. 22	富山市常盤台17-16	個人	
磯村 秀彦	3,000 円	R3. 6. 23	富山市向新庄町2-6-21	個人	
白川 浩幸	6,000 円	R3. 6. 23	富山市布目881	会社員	
寺拝 謙次	6,000 円	R3. 6. 23	富山市上飯野新町1-13	個人	
鷺塚 尚志	9,000 円	R3. 6. 23	富山市松若町18-24	会社役員	
本多 盛光	3,000 円	R3. 6. 28	富山市向新庄1-26-6	個人	
新村 耕一	3,000 円	R3. 6. 29	富山市上飯野新町2-55	会社員	
長澤 華奈	9,000 円	R3. 6. 30	富山市藤木2110-5	自営業	
管田 則保	3,000 円	R3. 7. 5	富山市向新庄町1-9-18	個人	
この頁の小計	129,000 円				
その他の寄附	円				
合計	129,000 円				

※ 1年間に5万円を超える額を寄附した者については、個別に記載しなければならない。  
税制上の優遇措置を受けようとする場合には、年間5万円以下であっても記載しなければならない。

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称) ※	金額	年月日	住所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、 代表者の氏名)	備考
柳瀬 周	3,000 円	R3. 7. 5	富山市豊丘町9-14	会社員	
小川 忠厚	6,000 円	R3. 7. 7	富山市向新庄1316-5	個人	
大門 昭博	3,000 円	R3. 7. 8	富山市上飯野新町2-6	会社員	
大門 敬子	3,000 円	R3. 7. 8	富山市上飯野新町2-6	会社員	
三賀 義博	3,000 円	R3. 7. 9	富山市上富居2丁目9-67	会社員	
中市 秀人	100,000 円	R3. 7. 12	富山市新庄町2-6-16	自営業	
五十島 哲夫	6,000 円	R3. 7. 14	富山市町袋337-1	会社役員	
大岩 隆哉	3,000 円	R3. 7. 19	富山市向新庄町1-5-1	自営業	
井澤 由美子	6,000 円	R3. 7. 21	富山市向新庄町1-17-26	自営業	
石黒 文子	30,000 円	R3. 8. 18	富山市水橋島等 (昭和町) 13-13	会社員	
島 悦雄	3,000 円	R3. 10. 3	富山市経堂1-181	個人	
嶋田 茂晴	3,000 円	R3. 10. 3	富山市経堂2-139	個人	
松田 安彦	21,000 円	R3. 10. 4	富山市上庄町66	個人	
森実 智洋	9,000 円	R3. 11. 11	富山市上庄町28 ヘルム上庄101	会社役員	
藤井 よしゑ	3,000 円	R3. 12. 23	富山市小杉2130	個人	
この頁の小計	202,000 円				
その他の寄附	円				
合計	202,000 円				

※ 1年間に5万円を超える額を寄附した者については、個別に記載しなければならない。  
税制上の優遇措置を受けようとする場合には、年間5万円以下であっても記載しなければならない。

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称) ※	金額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
藤井 孝昭	3,000 円	R3. 12. 23	富山市堀川町112-5	会社員	
板倉 久郎	3,000 円	R3. 12. 27	富山市常盤台5-7	個人	
岩切 敏晃	50,000 円	R3. 1. 26	埼玉県戸田市上戸田2-42-8	会社役員	
岩切 敏晃	30,000 円	R3. 6. 23	埼玉県戸田市上戸田2-42-8	会社役員	
澤木 敏夫	200,000 円	R3. 1. 19	富山市上飯野32-9	会社役員	
澤木 敏夫	30,000 円	R3. 6. 17	富山市上飯野32-9	会社役員	
岡田 洋一	30,000 円	R3. 6. 18	富山市手屋1-11-24	個人	
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
この頁の小計	346,000 円				
その他の寄附	168,386 円				
合計	514,386 円				

※ 1年間に5万円を超える額を寄附した者については、個別に記載しなければならない。  
 税制上の優遇措置を受けようとする場合には、年間5万円以下であっても記載しなければならない。





(その13)

### 3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考 ※1
1. 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	480,000 円	
(2) 光 熱 水 費	0 円	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0 円	
(4) 事 務 所 費	847,000 円	
小 計	1,327,000 円	
2. 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	231,310 円	
(2) 選 挙 関 係 費	0 円	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	1,795,700 円	※2 (3)=ア+イ+ウ+エ
内 訳	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0 円
	イ 宣 伝 事 業 費	1,795,700 円
	ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0 円
	エ そ の 他 の 事 業 費	0 円
(4) 調 査 研 究 費	0 円	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0 円	
(6) そ の 他 の 経 費	97,619 円	
小 計	2,124,629 円	
合 計	3,451,629 円	

※1 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」に併せて記載すること。



(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		イ 宣伝事業費 (パンフレット等の作成: 折込等)	
支出の目的※	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
ポスター印刷費	88,000 円	R3. 1. 18	いおざき印刷(株)	富山市中老田852-2	
県政通信セブンリバーズ 折込	682,846	R3. 2. 1	(株)北日本新聞サービスセンター	富山市婦中町島本郷10-7	
広報物制作デザイン費	55,000	R3. 2. 1	bluevespa/齋藤雄介	東京都文京区小石川3-23-7	
県政通信セブンリバーズ 印刷費	521,978	R3. 2. 26	共同印刷(株)	東京都文京区小石川4-14-12	
選挙用檄文制作費	123,200	R3. 4. 27	いおざき印刷(株)	富山市中老田852-2	
県政通信セブンリバーズ 封筒印刷費	121,000	R3. 12. 29	共同印刷(株)	東京都文京区小石川4-14-12	
インターネット情報発信ツール	110,220	R3. 12. 31	イチニ(株)	東京都港区北青山3-3-7	
この頁の小計	1,702,244 円				
その他の支出	93,456 円				
合計	1,795,700 円				

※ 5万円以上の支出について、すべて記載すること。  
 (領収書の写を添付しなければならない。)  
 なお、国会議員関係政治団体は、1万円を超える支出について、すべて記載すること。  
 (領収書の写を添付しなければならない。)



(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1. 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

## 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)


- 1. 領収書等の写し
- 2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 1 月 31 日

政治団体の名称 藤井だいすけと語らう会

会計責任者の氏名

猿田 淳子 

(解散の場合) 代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。